

令和3年度作付転換営農継続支援事業（機械・施設導入支援事業）補助金実施要領

（趣旨）

- 第1 宮城県が実施する令和3年度作付転換営農継続支援事業（機械・施設導入支援事業）補助金（以下「本補助金」という。）の運用及び取扱いについては、この要領に定めるところによる。
- 2 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した米の需要とそれに伴う米価下落によって影響を受けた農業者の、稲作のうち主食用米からの作付転換を支援するために交付する。

（事業内容）

- 第2 本補助金の事業タイプ、事業実施主体、対象経費、交付率及び交付額の上限、交付の条件等、運用に必要な事項については、作付転換を行う農家に対する機械施設の補助（以下「ハード支援」という。）は別記1、作付転換を拡大するための体制構築（以下「ソフト支援」という。）は別記2のとおりとし、その他運用に必要な事項については、別に定める。

（事業申請等）

- 第3 本補助金に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、事業タイプにより、次のとおり申請するものとする。

（1）ハード支援

- イ 事業実施主体は、事業計画（別紙様式及び別紙1）を策定し、市町村長へ提出するものとする。
- ロ 市町村長は、イにより提出された事業計画を確認し、適当と認めたときは、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。
- ハ 知事は、ロにより提出された事業計画の内容を審査し、適当と認めたときは、当該計画を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

（2）ソフト支援

- イ 事業実施主体は、事業計画（別紙様式及び別紙2）を策定し、市町村長へ提出するものとする。
- ロ 市町村長は、イにより提出された事業計画を確認し、適当と認めたときは、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。
- ハ 知事は、ロにより提出された事業計画の内容を審査し、適当と認めたときは、当該計画を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 前項の規定による申請の期限は、知事が別に定めるものとする。

（事業審査会の設置）

- 第4 知事は、第3に基づき提出された事業計画の審査に当たっては、農業振興課長等からなる作付転換営農継続支援事業（機械・施設導入支援事業）審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置方法に関しては別に定める。

（事業の審査）

- 第5 知事は、第3に基づき提出された事業計画については、速やかに内容を調査し、審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については別に定める。

2 前項の規定による審査は、第2に掲げる内容について審査するものとする。

(事業の着手)

第6 事業の着手(機器・機械等の入札・発注を含む。)は、原則として令和3年9月10日から令和4年12月31日までにを行ったものを交付対象とする。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、実施期間の始期及び終期を変更できる。

(事業計画の変更、中止等)

第7 交付要綱第6条第1項(1)の変更又は交付要綱第6条第1項(2)の中止(廃止)をする取組主体又は事業実施主体は、事業タイプにより、次のとおり申請するものとする。

(1) ハード支援

イ 事業実施主体は、事業計画変更又は中止(廃止)(別紙様式及び別紙1)を策定し、市町村長へ提出するものとする。

ロ 市町村長は、イにより申請された事業計画変更又は中止(廃止)を確認し、適当と認めるときは、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

ハ 知事は、ロにより申請された事業計画変更又は中止(廃止)の内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画変更又は中止(廃止)を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

(2) ソフト支援

イ 事業実施主体は、事業計画変更又は中止(廃止)(別紙様式及び別紙2)を策定し、市町村長へ提出するものとする。

ロ 市町村長は、イにより申請された事業計画変更又は中止(廃止)を確認し、適当と認めるときは、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

ハ 知事は、ロにより申請された事業計画変更又は中止(廃止)の内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画変更又は中止(廃止)を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8 第3の規定により認定を受けた事業実施主体(以下「認定事業実施主体」という。)は、別に定めるところにより、本補助金を申請できるものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合は、本補助金の予算の範囲内において、知事が別に定めるところにより、認定事業実施主体に対し、第3で認定を受けた事業計画(以下「認定事業計画」という。)に必要となる経費の一部を交付するものとする。

3 知事は、認定事業計画に虚偽の記載があった場合又は認定事業計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(事業実績の報告)

第9 事業実施主体は、事業計画の実施結果を、事業タイプにより、次のとおり報告するものとする。

ハード支援・ソフト支援

イ 取組主体は、事業完了後、要綱第8条第1項の規定による実績報告書を、市町村

長へ提出するものとする。

ロ 市町村長は、イにより提出された事業実績報告書について、事業計画の記載内容に照らし、その内容を確認するものとする。

ハ 市町村長は、ロにより確認した事業実績報告書を、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事へ報告するものとする。

(達成状況報告)

第10 事業実施主体は、事業の達成状況について、次のとおり報告するものとする。

ハード支援

イ 取組主体は目標達成状況について、目標年が令和4年産の場合は、令和5年1月末までに、目標年が令和5年の場合は、令和5年9月末までに別紙3により、市町村長へ提出するものとする。ただし、機械施設の使用時期等の関係で、上記までに達成状況が確定しない場合は、この限りでない。

ロ 市町村長は、イにより提出された達成状況報告書について、その内容を確認するものとする。

ハ 市町村長は、ロにより確認した達成状況報告書を、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して、受理後10日以内に知事へ報告するものとする。

2 県は、目標未達成者に対して、経営改善計画書の提出等を求めることができる。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、本補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年12月15日から施行し、令和3年度予算に係る当該補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要領は、令和4年2月17日に一部改正する。